

個人市民税
県民税公的年金等からの引き落とし
(特別徴収)方法が変わります

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331

公的年金等受給者の個人市民税・県民税は、公的年金等からの特別徴収で納付することが法律で定められています。これまでは、前年中に公的年金等以外に給与所得や営業、不動産などの所得がある場合、公的年金等から特別徴収されていませんでしたが、平成28年度からは公的年金等から特別徴収されます。

ただし、前年中に公的年金等以外の所得に係る税額がある場合は、公的年金等の所得に係る税額のみが公的年金等からの特別徴収の対象となり、他の所得に係る税額は給与所得からの特別徴収や普通徴収(納付書または口座振替)での納付になります。詳しくは納税通知書をご確認ください。

公的年金等と給与所得がある人

公的年金等の所得に係る税額	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	翌年2月	翌年4月
	普通徴収 (公的年金等の所得に係る税額の1/2)		公的年金等から特別徴収			次年度分 仮徴収
給与所得に係る税額	6月から翌年5月まで 毎月の給与から特別徴収					

公的年金等とその他の所得がある人

公的年金等の所得に係る税額	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	翌年2月	翌年4月
	普通徴収 (公的年金等の所得に係る税額の1/2)		公的年金等から特別徴収			次年度分 仮徴収
その他の所得に係る税額	6月(第1期)	8月(第2期)	10月(第3期)	翌年1月(第4期)	普通徴収	

公的年金等とその他の所得、給与所得がある人

公的年金等の所得に係る税額	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	翌年2月	翌年4月
	普通徴収 (公的年金等の所得に係る税額の1/2)		公的年金等から特別徴収			次年度分 仮徴収
その他の所得に係る税額	6月(第1期)	8月(第2期)	10月(第3期)	翌年1月(第4期)	普通徴収	
給与所得に係る税額	6月から翌年5月まで 毎月の給与から特別徴収					

※各所得金額や控除金額により上記のとおりにならない場合があります。
※公的年金等に係る税額、給与所得に係る税額については徴収方法を選択することができません。

仮特別徴収税額の算定方法を見直し

年度間に公的年金等の所得に係る税額の変動があっても各月の特別徴収額が均等になるよう、4・6・8月の仮徴収税額が前年度分の本徴収税額の3分の1に相当する額から前年度の年税額の2分の1に相当する額に見直されました。

転出や税額変更があった場合の特別徴収の継続

これまで特別徴収を中止していた次の場合に、公的年金等からの特別徴収を継続します。

- 1月1日(賦課期日)以降に転出した場合
- 公的年金等からの特別徴収税額を通知した後、特別徴収税額の変更があった場合
※一定の要件があります。



個人市民税・県民税の納税通知書を送付

平成27年中の所得に対する個人市民税・県民税の年税額が決定しましたので、該当する人には納税通知書を6月に送付します。同封の納付書に記載された納期を確認の上、各金融機関やコンビニなどで納めてください。

納付方法

普通徴収

市から送られてきた納税通知書に同封の納付書で、6月・8月・10月・翌年1月の4回の納期に分けて、各個人で納付してください。金融機関などで口座振替手続きをしている人は、指定の口座から引き落としされます。

特別徴収

- ▶ 給与所得者など…6月から翌年5月までの年12回に分けて給与から差し引き、給与支払者から納付していただきます。給与からの特別徴収になる人には事業所を通じて特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)が交付されます。
- ▶ 公的年金等受給者…介護保険料が公的年金等から引き落としされているなどの条件に該当する人は、公的年金等からの引き落としにより納付していただきます。今年度新たにこの制度に該当する人には、納税通知書に案内文書が同封してありますのでご確認ください。